二　法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つたとき　法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つた日

2　第九十四条の二及び第九十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

［新設］

**第九十四条の五**　認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の施設の追加）

［新設］

**第九十四条の六**　特定認定事業者が、自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第九十四条の二及び第九十四条の三の規定を準用する。ただし、第九十四条の二第二項又は同条第三項に掲げる第九十四条の三の認定の基準に適合していることを説明する書類のうち、施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の取消し等）

［新設］

**第九十四条の七**　経済産業大臣は、特定認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定完成検査又は認定保安検査に係る令第十条ただし書の認定を取り消すことができる。

一　法第三十九条の十二第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二　第九十四条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

三　不正の手段により令第十条ただし書の認定又はその更新を受けたとき。

2　法第三十八条第一項の規定により法第五条第一項又は法第十六条第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所に係る令第十条ただし書の認定は、その効力を失う。

（指定設備に係る認定の申請）

**第九十四条の八**　法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第五十五の八の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出しなければならない。

一～四　［略］

2　［略］

（指定設備に係る技術上の基準）

**第九十四条の九**　法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十六　［略］

（指定設備認定証の様式）

**第九十四条の十**　法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第五十五の九のとおりとする。

（指定設備に係る認定の申請）

［新設］

**第九十四条の二**　法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第五十五の二の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関（以下「指定設備認定機関等」という。）に提出しなければならない。

一～四　［略］

2　［略］

（指定設備に係る技術上の基準）

**第九十四条の三**　法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十六　［略］

（指定設備認定証の様式）

**第九十四条の四**　法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第五十五の三のとおりとする。